

事 務 連 絡

平成25年5月16日

(社) 日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

低入札価格調査における基準価格の見直し等について

国の平成25年度予算が本年5月15日に成立し、今後、公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図ることが一層重要となっています。また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成23年8月9日閣議決定）では、ダンピング受注の排除を図る観点から、低入札価格調査制度における調査基準価格を適宜見直すこととされているところです。

これらを踏まえ、国土交通省においては、平成25年5月14日付けで低入札価格調査基準価格の算定式のうち一般管理費等に係る部分の見直しを行い、5月16日より適用を開始しました。（別添－1参照）

また、5月16日付けで、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」についても、国土交通省と同様の見直しが行われたところです。（別添－2参照）

つきましては、国土交通省と総務省では、今般の国土交通省の低入札価格調査基準価格の算定式の見直し等を踏まえ、各都道府県・指定都市に対しても、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定方式の改定等による適切な見直しを要請しているので、ご参考までお知らせ致します。（別添－3参照）

国官会第266号
平成25年5月14日

内部部局長
施設等機関の長
特別の機関の長
地方支分部局の長 あて
外局の長
沖縄総合事務局長

国土交通省大臣官房長

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の一部改正について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）の一部を下記のとおり改正することとしたので遺漏なきよう措置されたい。

記

二（１）イ④中「10分の3」を「10分の5.5」に改める。

附則

本通知は、平成25年5月16日以降に入札公告等を行う国土交通省所管に係る工事及び製造その他についての請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）の入札から適用する。

○工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

昭和61年6月26日 採択
平成25年5月16日 最終改正

工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

- 1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額
 - ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

総 行 行 第 7 4 号
国 土 入 企 第 3 号
平成 2 5 年 5 月 1 6 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各 都 道 府 県 議 会 議 長 殿
(議会事務局扱い)
各 政 令 指 定 都 市 市 長 殿
(契約担当課扱い)
各 政 令 指 定 都 市 議 会 議 長 殿
(議会事務局扱い)

総 務 省 自 治 行 政 局 長

国 土 交 通 省 土 地 ・ 建 設 産 業 局 長

低入札価格調査における基準価格の見直し等について

国の平成 2 5 年度予算が本年 5 月 1 5 日に成立し、今後、公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図ることが一層重要となっています。また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 2 3 年 8 月 9 日閣議決定)では、ダンピング受注の排除を図る観点から、低入札価格調査制度における調査基準価格を適宜見直すこととされているところです。

これらを踏まえ、今般、国土交通省においては、平成 2 5 年 5 月 1 4 日付けで低入札価格調査基準価格の算定式のうち一般管理費等に係る部分の見直しを行い、5 月 1 6 日より適用を開始しました。(別添－ 1 参照)

また、5 月 1 6 日付けで、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」についても、国土交通省と同様の見直しが行われたところです。(別添－ 2 参照)

つきましては、各都道府県・指定都市におかれても、これらの見直しを踏まえ、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、その算定方式の改定等により適切に見直していただくようお願いします。その際、契約価格の適正化等のための本年3月8日付け通知（「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（総行行第43号・国土入企第34号））において要請した事項についても、その実施に遺漏のないようお願いします。

また、各都道府県におかれては、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

低入札価格調査基準価格の見直し

低入札調査基準価格とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準となる価格。
- この価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札調査基準価格の見直しについて

○H25年5月16日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札調査基準価格の**一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げる。**

H23.4～

【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.30

上記の合計額 × 1.05

今回(H25.5.16～)

【範囲】

予定価格の

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 1.05

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。